

行政データ等を用いた報告者負担の軽減について

調査等リスト(概要)

- ❑ 「各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組み」に基づき、令和3年11月、各府省庁が実施している調査等のリストを作成した。
- ❑ 従来は内閣官房行政改革推進本部事務局が毎年更新作業を行っていたが、令和8年度からは、調査等リストの更新事務を内閣官房から総務省が担うこととし、役割分担を変更した。
- ❑ 調査等リストの対象となる調査等は、統計調査に加え、（統計調査以外の）委託を受けた民間企業が実施する調査、各省が実施する調査（意識調査等）、独立行政法人が実施する調査、法令に基づく報告である。統計調査約250のほか、約2000の調査等が格納されている。
- ❑ 具体的な記載事項は、調査等を行う府省名、調査等の目的、法令上の根拠、調査等の対象とその数、回答方法、調査等の項目数と主な項目など。（次頁参照）

調査等リスト(主な記載項目)

種別	(所管) 府省名/部 局名/課室 名	政府統計 コード	連絡先 (電話番号/ メールアドレス)	調査系統 (中間集計 実施者)	調査等名	調査票名	調査等 の目的	報告・届出の 法令の根拠	調査等 対象者	個人・世帯	その他企業・事業所等						報告・届出の提出先	報告者の選 定方法
											都道府県	市区町村	一 部 事 務 組 合・広 域 連 合	農 業、 林 業、 漁 業	～	そ の 他		可 能 別 業 種 を 選 択 不

調査等 対象者数	回答方法									調査等 開始年度 (西暦)	調査等 周期	調査等時期			調査等 項目数	報告・届出の項目の法令等の根拠		個別法令等による個別データ活用の制限の有無（有の場合のみ「○」）	主な調査等 項目
	郵送	オンライン調査（Webでの提出等）	電子メール（調査票・様式の添付）	Web ヒアリング（電話・	ヒアリング（対面）	調査員等による訪問回収	FAX	対面	その他			1月	～	12月		根拠の 種別	名称		

負担軽減方策の実施状況											回収率			調査等結果の公表状況				調査等結果の利活用状況	
取組内容【全ての欄にいずれかを記入】（○：新規又は拡充して実施したもの、●：前回以前に実施済み、△：実施する余地はあるが、未実施、-：調査の性質や効率性等からなじまない。新規調査は、実施した方策全てに●）														公表有無	調査等結果の公表URL	調査等結果の機械可読化の確保状況	e-Statでの公表の有無（有の場合のみ「○」）		
縮減・調査事項（項目数の簡素化等）	回答方法			減調査対象者数の縮小	調査時期の調整	や調査票のレイアウト	問合せ対応の改善	活用、行政記録データ等の統廃合	その他	「その他」の具体的な取組内容（左記「その他」欄は、既に実施している「その他」の取組がある場合でも、追加で新たに実施する取組があれば「○」を入力。具体的な取組内容も、既に実施している取組（黒字）に加え、新たに実施する取組を追記（赤字））									「△」（実施する余地はあるが、未実施の方策）の理由
	オンライン調査	電子メールの活用	左記以外の改善																

各府省等が行う調査等を改善するためのこれまでの取組

経緯

国民や地方公共団体から疑問の声



- ・政府が実施している各種調査の内容が重複している
- ・非効率で回答負担が重い調査がある（オンライン回答できない、集計が必要なデータをWordで報告、調査内容が社会経済の変化を反映していない）

調査の棚卸し結果



- ・調査事項の重複 1 0 5 件（→継続調査 2 7 件は重複排除。1 回限り調査等 7 8 件）
- ・回答負担の軽減が必要 3 3 3 件（→オンライン回答導入等の改善）

調査等を改善するための恒常的な仕組み（令和 3 年 9 月内閣官房行革事務局・統計改革推進室）

- ・統計調査の取組を他の調査等にも拡大



統計調査の取組	他の調査等への拡大（運用レベルの対応）
統計調査相互の重複確認	調査等リストを毎年更新。統計調査以外も含めた公的調査相互の重複確認を継続的に実施
報告負担の軽減	オンライン回答、過大な標本規模や調査事項の見直し
利活用しやすい結果公表	機械可読データ形式、データフォーマットの統一、e-Statによる公表

ビッグデータ・ポータル(概要)

■ ビッグデータ情報・活用事例等を一元的に提供するポータルサイト（R5.1 末から試行運用開始）

【背景】

公的統計におけるビッグデータの利活用拡大による期待

統計調査の回答負担を軽減

既存の統計では捉えることのできなかった社会経済の変化をより早く、詳しく、幅広く捕捉

■ 「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」（平成30年5月～）

- ・ 令和4年6月に取りまとめ「ビッグデータの更なる活用の方向性～政策の質の向上を目指して～」
- ・ ビッグデータを活用した取組の成果を公開する場（ビッグデータ・ポータル）を準備することが有益

※ 公的統計の整備に関する基本的な計画（R5.3.28閣議決定）に、ビッグデータ・ポータルに関する記載あり。

掲載箇所：別表 今後5年間に講ずる具体的施策 項目6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組（1）報告者負担への配慮 No.114

【目的】

関係者を結びつける
プラットフォーム

- ・ ビッグデータ利活用の裾野を拡大
- ・ 公的統計におけるビッグデータ等の利活用を推進

【概要】主に以下の3つの機能を提供中。



ビッグデータ情報 78件のデータを掲載中

民間企業等が保有する人流データ、POSデータ、キャッシュレスデータ等のデータ情報を紹介



データ利活用事例 72件の事例を掲載中

各府省・地方公共団体・民間企業等におけるビッグデータの利活用事例を紹介



学習コンテンツ 5件のコンテンツを掲載中

データの利活用に関する学習サイトやコンテンツを紹介

ビッグデータ・ポータルURL: <https://www.e-stat.go.jp/bigdataportal/>



統計幹事の位置付けと役割等

1 統計幹事の位置付け及び役割

- 統計委員会において委員等を補佐する役割。平成30年6月の統計委員会では、西村委員長（当時）から、資料「統計幹事に期待すること」で、府省における全ての統計業務の統括や政策立案総括審議官等との連携など役割の内容を提示
- 平成30年改正後の統計法による総理任命であり、自府省の統計を管理監督する責任を公式に明確化
- 政府全体の統計の事務責任者である「総括統計幹事」については、総務省政策統括官（統計制度担当）が担当。
- 府省内の統計の事務責任者である「統計幹事」については、各府省から、大規模な統計作成部局の長や統計部門を所管する部局長など、統計幹事にふさわしい候補の推薦を受けて、現在26名を任命
- こうした事務責任者が統計幹事を兼務することにより、統計委員会を中心とした統計行政における政府の一体性を確保

2 統計幹事の活動状況と今後の予定

- 公的統計全体に係る課題の解決に関する事項について調整等を行う「統計行政推進会議」への参画
- 第IV期基本計画（令和5年3月28日閣議決定）では、各府省の統計幹事等は、社会や統計ユーザー等を第一に考えて、主体的・積極的に統計作成プロセスの適切なマネジメントに取り組むことや品質優先の風通しの良い組織風土の定着を図ること等が盛り込まれた。

- ※ 毎月勤労統計の事案が発生した際には、統計幹事が以下のとおり対応
 - 統計委員会における事案の説明及び議論への参画（厚生労働省の統計幹事）
 - 令和元年1月の各府省の統計幹事を集めた非公式会合への参画（2回開催）
 - 令和元年1月の基幹統計の一斉点検における内容確認
- ※ 建設統計の事案が発生した際には、統計幹事が以下のとおり対応
 - 統計委員会における事案の説明及び議論への参画（国土交通省の統計幹事）
 - 令和4年6月の基幹統計の一斉点検における内容確認

【参考】統計幹事一覧

令和8年4月6日現在

省庁名	統計幹事
総務省（政策統括官）	政策統括官
内閣官房	内閣審議官（内閣総務官室）
人事院	事務総局総括審議官
内閣府	大臣官房政策立案総括審議官
宮内庁	長官官房審議官
公正取引委員会	事務総局官房政策立案総括審議官
警察庁	長官官房政策立案総括審議官
個人情報保護委員会	事務局次長
カジノ管理委員会	事務局次長
金融庁	総合政策局参事官
消費者庁	政策立案総括審議官
こども家庭庁	長官官房長
デジタル庁	総括審議官
復興庁	統括官
総務省	統計局長
法務省	大臣官房司法法制部長
外務省	領事局長
財務省	大臣官房総括審議官
文部科学省	大臣官房審議官（総合教育政策局担当）
厚生労働省	政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）
農林水産省	大臣官房統計部長
経済産業省	大臣官房調査統計グループ長
国土交通省	大臣官房政策立案総括審議官
環境省	大臣官房審議官
原子力規制委員会	原子力規制庁次長
防衛省	大臣官房政策立案総括審議官

【参考】統計幹事に期待すること(平成30年6月29日 統計委員会委員長 西村清彦)

各府省の幹事は、統計法及び公的統計基本計画に沿って、分散型統計機構の弊害を克服し、統計委員会と各府省の統計機構の一体性を確保するために、また、業務統計も含め、自府省の全ての統計に係る総括責任者として、以下の役割を果たしていただきたい。

記

1 統計委員会の委員等の補佐

- 統計委員会への参画
(自府省の全ての統計に係る総括責任者として委員会に出席、求めに応じ説明・質疑対応)
- 統計委員会の審議事項の企画立案の補佐(そのための情報収集、分析、研究等)
- 統計委員会に協力し、統計委員会の審議結果、答申、意見、勧告等に係る、自府省の担当部局への必要な連絡・調整、指導、対応状況の確認

2 府省における全ての統計業務の統括

- 自府省における基本計画の取組の推進・進捗管理、各府省の幹事からなる「統計行政推進会議」への参画(基本計画の取組状況や課題の報告等)
- 自府省における統計人材の確保・育成等に係る取組の推進
- 自府省における業務統計を含めた公的統計の品質確保
(統計棚卸し、官民の統計コストの削減、統計の品質保証活動における担当部局への必要な指導等)
- 統計法に基づく承認申請等の手続きに係る取りまとめ(自府省の統計調査の実施状況の管理や担当部局への必要な指導、総務省政策統括官との連絡・調整等)、その他統計行政に係る自府省内の取りまとめ

※ 政策立案総括審議官等との連携

- EBPMを実践する上で必要とするデータの整備・分析の支援
- 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」に応じた、自府省の政策部局職員への統計研修の促進、支援
- 統計等データに係る問合せ・要望への対応の支援 等

【参考】統計委員会

概要

1 沿革

- 公的統計の整備に関する司令塔機能の中核を成す組織として、平成19年10月1日に内閣府に設置
- 「内閣府スリム化法」により、平成28年4月に内閣府から総務省へ移管

2 位置付け・役割

- 統計法を設置根拠とする法定審議会
- 統計行政に関する重要事項について、専門的・中立的立場から調査審議
- 平成30年法改正により、機能強化 →赤字部分

所掌事務

- 総務大臣等からの諮問に応じて、調査審議を行い意見
 - 統計及び統計制度の発達改善に関する基本的事項
 - 公的統計の整備に関する基本計画の策定
 - 基幹統計の指定 ・ 基幹統計調査の承認申請
 - 統計基準の設定
 - 国民経済計算の作成基準の策定
 - 基幹統計調査に係る匿名データの作成 など

＜平成30年統計法改正により追加＞

- 諮問によらず、自ら調査審議して総務大臣に意見
- 基本計画の計画的な推進を図るため必要と認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告

組織

委員（13人以内） ※非常勤
（第10期：令和8年4月1日現在）

◎：委員長、○委員長代理

- | | |
|--------|------------------------------------|
| ◎津谷 典子 | 慶應義塾大学名誉教授 |
| ○西郷 浩 | 早稲田大学政治経済学術院教授 |
| 會田 雅人 | 滋賀大学データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター特任教授 |
| 久我 尚子 | (株)ニッセイ基礎研究所生活研究部
上席研究員 |
| 後藤 玲子 | 茨城大学人文社会科学部教授 |
| 佐藤 香 | 東京大学名誉教授 |
| 白塚 重典 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| 菅 幹雄 | 法政大学経済学部教授 |
| 富田 敬子 | 常磐大学総合政策学部特任教授 |
| 長谷川秀司 | 金沢学院大学経済学部経済学科教授 |
| 福田 慎一 | 東京都立大学経済経営学部特任教授 |
| 二村真理子 | 東京女子大学現代教養学部教授 |
| 松村 圭一 | (株)第一ライフ資産運用経済研究所
常務取締役経済調査部長 |

※このほか、必要に応じて臨時委員、専門委員を置く。

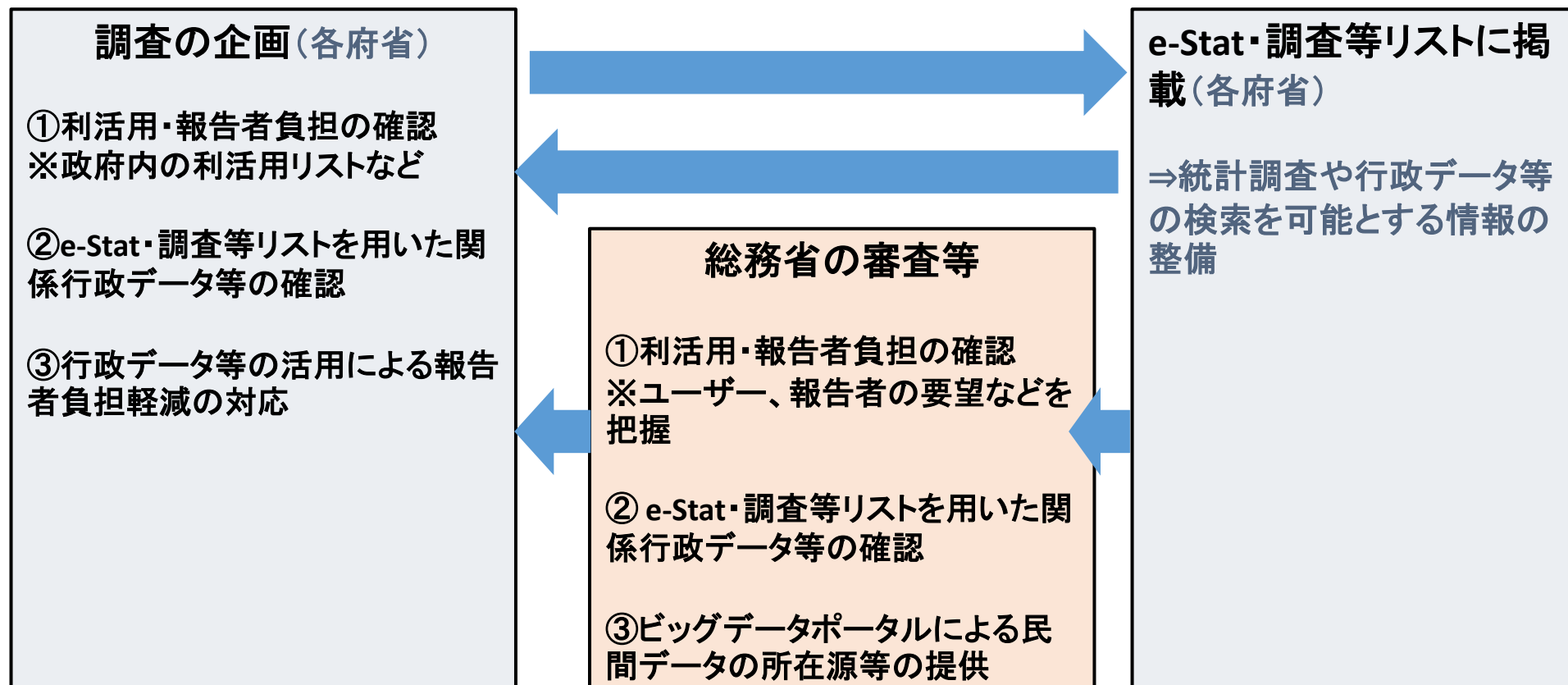
幹事（統計委員会の補佐機関）

各省内の統計の総括責任者を幹事に任命。
委員会と各省の調整の役割

事務局機能

総務省政策統括官（統計制度）が処理
→統計委員会担当室（約30人）を設置

※国民経済計算の作成基準については内閣府大臣官房企画調整課が協力



行政データ等を活用した報告者負担軽減などの取組状況について、総務省や各府省統計幹事が統計委員会に報告

【参考1】統計利活用リスト(概要)

- ❑ 「統計行政の新生に向けて」（令和元年12月24日 統計改革推進会議 統計行政新生部会）において、具体的な統計の誤りが判明した場合には、定期的に更新する「統計利活用リスト」を活用し、政府内のユーザーに直ちに連絡することとされた。
- ❑ これを受け、総務省は、全府省・全部局・全課室を対象とした「統計利活用リスト」を、個別の基幹統計や一般統計調査等ごとに作成し、各府省において以下の目的で活用している。
 - 統計に誤りが発生した時の政府内への連絡、影響把握等の迅速・適切な対応
 - 統計を変更する際の、統計作成者から統計利用者への事前連絡等
- ❑ また、調査についての要望を行うことも可能であり、調査の改善にも活用されている。
- ❑ 具体的な記載事項は、利用している府省名、部局名、利用内容など。（下記参照）

【統計利活用リスト記載項目】

統計名：

府省名	局・部・課／室等	連絡担当者名	電話番号	連絡先 メールアドレス	A	B	C	D	E	F	利用内容	要望の有無 ※詳細は別添
					重要な政策の立案・実施・評価の直接の根拠資料として利用	国が給付する手当や給付金等の算定根拠として利用	月例経済報告に利用（主要なもの） ※内閣府のみ	基幹統計の作成に利用	D以外の重要な統計の作成に利用	左記A～E以外の利用 ・政策の立案・実施・評価の参考資料として利用 ・D,E以外の統計の作成に利用 ・A～E及び上記以外の利用		

【参考2】 「統計調査に関する改善提案募集」(概要)

- 国が実施する統計調査について、国民の声(提案)を把握し、負担軽減を始めとする改善に資するため、総務省(政策統括官(統計制度担当))のHP上にて、「国が実施する統計調査に関する提案募集」として、随時受け付け(平成30年3月～:これまで173件の提案を公表(R6年3件、R7年6件、R8年4件))
- いただいた提案は内容に応じて関係府省に提案に対する回答を依頼。その結果を取りまとめ、総務省のHPにて随時公表し、検討中とするものも継続してフォローアップ
- 要望の内訳は、国勢調査関連が23件、法人企業統計関連が14件、法人企業景気予測調査関連が10件

種別	要望件数
統計データの拡充・提供に関する要望	57
統計調査の報告に関する要望	93
その他(統計全般や人材育成など)	23